民間委託にあたっての留意事項

平成26年2月24日　内閣府公共サービス改革推進室主催

公金の債権回収業務に関する法務研修（大阪会場）

弁護士　岸　本　佳　浩

自治体参加者130名の意識状況

民間委託している	良かった	どちらともいえない	良くなかった
民間委託していない	したい	迷っている	しない方がよい

概　　観

第１　はじめに

第２　関係法令
　・徴収の主体　・担い手　・民間委託可能な範囲

第３「民間にできることは民間に任せる」のがよいか？

第４　あるべき姿　＝「質」　とは何か？

第５　どのようなリスクがあるか？

第６　留意すべき点は何か？

第７　まとめ

はじめに

1　直接執行（職員自らが回収する）が基本原則

2　民間委託により，公金債権回収業務の公共性・公益性が失われるものではない

3　民間委託はあくまで例外
→リスクに十分留意することが肝要

はじめに

４　目指すべき方向性

・徴収力向上のため自助努力をすること

５　やむを得ず民間委託する場合

・委託するのに相応しい担い手を選定すること

・民間委託のリスクを最小限にする方策を講じることが重要

・安易な民間委託・丸投げは禁物

徴収の担い手（イメージ）

	担い手（選択肢）	位置づけ	権限	公共性	営利性
①	一般職職員（原則）	内部	大	大	なし
②	任期付職員（弁護士資格者）	外部人材の内部化			
③	非常勤嘱託職員（弁護士）				
④	（弁護士会との連携）　※2				
	弁護士・弁護士法人　※1				
⑤	司法書士・司法書士法人	業務の外部化（民間委託）			
⑥	民間事業者・サービサー				
⑦	民間事業者・その他		小	なし	